

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 岩手県
農業委員会名： 一関市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	11,352
自給的農家数	3,557
販売農家数	7,795
主業農家数	1,043
準主業農家数	2,201
副業的農家数	4,551

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	11,075
女性	5,624
40代以下	822

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	773
基本構想水準到達者	886
認定新規就農者	30
農業参入法人	76
集落営農経営	21
特定農業団体	1
集落営農組織	20

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	12,200	5,870	-	-	-	18,100
経営耕地面積	10,241	3,130	875	325	1,809	13,696
遊休農地面積	24	102	102	-	-	126
農地台帳面積	13,961	9,212	8,064	243	905	23,173

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 3 年 9 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	-	15
認定農業者に準ずる者	-	0
女性	-	2
40代以下	-	1
中立委員	-	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	36	36	8

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	18,100 ha	9,709 ha	53.64%
課 題	担い手集積型の圃場エリアについては、集積目標達成に向けた取り組みを強化していく必要がある。低コストな米づくりを目指し、集落営農などの組織的な営農体制への移行を促していく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 9,809 ha (うち新規集積面積 100 ha)
	目標設定の考え方: 農業者の高齢化・後継者不足が進む情勢と地域農業マスタープラン作成推進状況及び農地中間管理事業を勘案して設定。
活動計画	基盤整備事業と地域農業マスタープランの実践を一体的に進め、集落営農や中心経営体等の担い手の育成・確保を行い、農地中間管理事業を活用した農地集積を促進する。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	7 経営体	10 経営体	18 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	53 ha	68 ha	70 ha
課 題	地域農業のリーダーとして、若い担い手について、その資質向上を図り、地域資源を活用した付加価値の高い農業生産につなげるため、農商工連携の取り組み支援や参入後のフォローアップを強化する必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	11 経営体	参入目標面積	63 ha
活動計画	地域農業のリーダーや先進的農業経営者等と連携し、農業担い手の育成確保に努める。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	18,226 ha	126 ha	0.69%
課 題	田畑とも中山間に介在する遊休農地が多く、圃場条件が良いとは言えず、容易に解消を図れる状況ではない。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 25 ha			
	目標設定の考え方: 圃場条件の良い農地について、重点的に解消を図っていく。また、将来的に再生困難と見受けられる農地は、非農地判断を行う。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		150 人	7月～8月	10月～11月
		調査方法	各支所単位に調査班を編成して、農地パトロールを実施し調査を行う。さらに、農地法等の許可申請に伴い、毎月行う現地調査時に、周辺農地の利用状況調査を行う。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月～1月	1月～2月	
	その他			

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	18,100 ha	0 ha
課 題	農地パトロールにより、違反転用の疑いのある農地については、随時指導し、適切に対処しているが、確認が遅れ対応に時間を要するケースが稀にあり、農業委員だけの日常の確認活動では限界がある。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	農地パトロールを実施(7月～8月)し、違反転用の確認指導を引き続き強化する。
------	--

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入